

Topics | トピックス

◆ 日本年金機構平成29年度上半期の取組状況を報告～年金事業管理部会

平成29年12月20日、厚生労働省は社会保障審議会の年金事業管理部会（第33回）を開催し、日本年金機構における平成29年度上半期の取組状況等を報告した。日本年金機構からは水島藤一郎理事長、清水美智夫副理事長、木谷豊理事、日原知己理事の4名が出席し報告にあたった。

【再生プロジェクトの実施状況】

「自ら考え、自ら改革」「現場重点主義」をコンセプトに、平成28年度からの3年間を集中取組期間として改革を推進してきた。平成29年10月に折り返し地点を迎えたが、改革は概ね計画通りの進展とみている。今後は新たな課題として、「年金給付業務の役割見直し」「事務センター業務のビジネスモデルの見直し」「お客様チャネルのグランドデザイン策定」「現場機能の充実と職員の働き方改革を促進するための更なる人事改革」を挙げ、プロジェクトチームを設置するなど組織横断的な検討を進めている。

再生プロジェクトにおける平成29年度計画（概要と取組状況）

○組織改革

縦割りを排除し、本部と現場が一体となった意思決定システムを確立するとともに、お客様のニーズを効率的・機能的に執行することを目的としている。現場支援・管理機能を本部に完全統合し現場を強化するため現場に職員をシフトした。さらに地域部の実施状況をフォローするために、地域部の職員との意見交換会を行い、地域部及び地域代表年金事務所をより機能させる方策を検討している。

○業務改革

業務の効率化・合理化（人員配置の適正化）、現場実態に沿ったルール設定・遵守の仕組みを確立して、お客様対応に注力できる体制をつくることを目的としている。事業実績の向上及び業務の効率化を図るため、11月に5カ所の厚生年金保険の適用・徴収業務を近隣年金事務所への機能集約を実施した。平成30年2月にさらに6カ所の機能集約を予定している。また、事務の効率化・合理化及び標準化を図るため、事務センターの広域集約化を促進している。さらに障害年金センターの設置、予約相談の拡充、指示文書の発出件数の削減、ルール徹底の取組、業務削減の推進などに取り組んできた。

○人事改革

職員が高いモチベーションを保ち、組織一体となって業務に取り組める人事を実現し、国民の年金を確実に守る人材を育成することを目的としている。役職と資格の見直しや専門職の設置、課長代理及び主任の設置、人事評価制度の見直しを推進してきた。また、女性や非正規職員も活躍できる場を提供するなど人材の育成に取り組んできた。

○情報開示・共有の促進

透明性を確保し国民に安心してもらえる組織づくりのため、情報開示体制を見直し、組織内同士や厚生労働省との間の情報共有を強化することを目的としている。情報共有ツールとしてテレビ会議システムや常勤役員会の導入に取り組み、本部と現場間の情報共有、本部内の情報共有を促進してきた。

【情報セキュリティ対策の実施状況】

インターネットからの攻撃等、情報セキュリティ上の脅威に対して強固な情報セキュリティシステムを構築し、個人情報の保護を確実にを行うため、組織面、技術面、業務運営面の3つの観点から対策を強化してきた。対策は概ね計画通り進展している。

情報セキュリティ対策における平成29年度計画（概要と取組状況）

○組織の一体性の確保

実効性のある情報セキュリティ対策を実現することを目的としている。情報管理対策本部を開催し、最高情報セキュリティアドバイザーを設置し、業務支援体制を強化してきた。

○システム上の対策

年金個人情報に対して攻撃が及ばないシステムづくりを目的としている。自動暗号化等の実行により年金個人情報等専用共有フォルダのセキュリティを強化するとともに、ウィルス検知機能を強化することで電子媒体のセキュリティ対策を構築してきた。

○業務運営上の対策

情報セキュリティに関する役割・責任・権限を明確にするとともに、役職員の危機意識の向上、運用ルールやインシデント発生時の対処手順の徹底管理を目的としている。情報セキュリティポリシー等の整備・政府統一基準改定等により情報セキュリティポリシー等を改正し、教育・訓練を強化した。また、外部委託実施要領を改正し、専門家による監査を実行してきた。

【社会保険オンラインシステム】

「公的年金業務の業務・システム最適化計画」の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組んできた。取組を「フェーズ1」（経過管理・電子決裁システムについて、マイナンバーによる情報連携）と「フェーズ2」（適用・徴収等の業務機能に係る刷新）に分けて見直しを行った。

【情報処理の正確性の確保】

事務処理誤りの未然防止及び再発防止に取り組んできた。特に未然防止については、重点三事案（事務処理遅延、書類の紛失、誤送付・誤交付・誤送信）に組織一丸となって根絶を図ったことで、全体的に事務処理誤りの発生件数を減少できた。

【人材育成に関する取組状況】

職務と責任に応じた能力や専門性を向上させるため、本部主導で階層別研修、業務別研修、通信研修を本部主導で実施してきた。さらに、外部機関や民間企業における多様な研修を実施してきた。

【国民年金適用・収納業務】

未納者の年金受給権を確保するため、納付月数の確保と国民年金の納付率の向上に向けて機構全体及び年金事務所ごとに平成29年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進してきた。収納対策については、年齢や所得など属性に応じた対策を講じるとともに、強制徴収を着実に実施してきた。

平成29年度の目標納付率と上半期の結果（結果は平成29年度9月末時点による）

○平成29年度分保険料の現年度納付率の目標

：平成28年度未納付率から1.0ポイント以上の伸び⇒結果 1.7ポイントの伸び

○平成28年度分保険料の納付率の目標（過年度1年目の目標）

：平成28年度末から4.0ポイント以上の伸び⇒結果 3.4ポイントの伸び

○平成27年度分保険料の納付率の目標（最終納付率の目標）

：平成27年度現年度納付率から7.0ポイント以上の伸び⇒結果 8.4ポイントの伸び

料金後納
郵便

親展

年金を受け取るために必要な保険料の
納付期間が25年から10年になりました！

差出人

日本年金機構 〒160-8505
Japan Pension Service 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

宛先不明の場合は上記にご返送ください

年金に関する重要なお知らせです。
裏面③からゆっくり読んでねに開いてご確認ください。

年金を受け取る可能性があります。
必ずご確認ください！

- これまで、年金を受け取るためには年金加入期間が25年以上必要でしたが、平成29年8月からは10年に短縮されました。
- お客様の現在の年金加入期間は、右の表のとおりであり、このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では、年金を受け取るために必要な期間（10年：120カ月）が確認できない方に送付しています。
- しかしながら、裏面に記載した「受給資格期間」を含むことができる期間」や「年金の社会保障協定」に該当する期間がある場合には、年金を受け取る場合があります。

年金記録にもれはありませんか？

- お客様の過去の職歴や国民年金への加入記録などが日本年金機構が管理している年金の加入期間にきちんと反映しているか、この機会にご確認ください。
- 年金の記録がもれているような場合は、記録の補正をすることができず。
- 年金事務所へのご相談は、ご本人確認ができる書類とこのお知らせをお持ちください。

年金加入期間

基礎年金番号

までの年金加入期間です。

※ 国民年金加入期間（納付済月数）については、情報反映されるまで日がかかるため、月数に不足が生じる場合があります。ご注意ください。

厚生年金保険加入期間（注1）	カ月
船員保険加入期間（注1）	カ月
国民年金加入期間（納付済月数）	カ月
〃（全額免除該当の月数）	カ月
〃（4分の3免除該当の月数）	カ月
〃（半額免除該当の月数）	カ月
〃（4分の1免除該当の月数）	カ月
〃（学生納付特例該当の月数）	カ月
〃（納付猶予該当の月数）	カ月
〃（任意加入未納の月数）（注2）	カ月
〃（特定期間の月数）（注3）	カ月
共済組合等加入期間	カ月
年金加入期間合計	カ月

注1 坑内員としての厚生年金保険の加入期間や船員保険の加入期間は、昭和61年3月までは、加入月数を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までは、加入月数を5分の6倍して計算しています。

注2 任意加入未納の月数は、国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月数を表示しています。任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するとともに期間による減額が必要です。

注3 特定期間の月数は、本来第1号被保険者である期間が第3号被保険者として確定されており、第1号被保険者として正した上で徴収されていた月数を表示しています。

【裏面】

相談窓口の混雑が予想されます
ご相談の際は必ず予約
のうえ来訪願います

ご予約すると・・・
①スムーズに相談できます！
②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！
0570-05-1165
(050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165 へ)

（受付時間）
月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
○ご予約の希望日の前日まで受付しています。
○ご予約の際は、このお知らせをお手元に準備してください。
○ご予約は、お近くの年金事務所でも受付しています。

日本年金機構ホームページでは全国の年金事務所の所在地と電話番号をご確認いただけます。
日本年金機構 検索
<http://www.nenkin.go.jp/>

② 水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。

受給資格期間に含むことができる期間があります

表面の「年金加入期間」には記載されていませんが、次の期間は受給資格期間に含めることができます。

① 合算対象期間（カラ期間）
年金を受け取るために必要な加入期間として算入されますが、年金額の計算には含まれない期間です。
20歳～60歳未満の主な例として次の期間があります。
・昭和61年3月までの間で厚生年金保険や共済組合等の加入者の配偶者であった期間
・海外に在住した期間
・平成3年3月までの間で学生であった期間

② 基礎年金番号以外の年金手帳番号で加入していた期間

③ 第3号被保険者の未届出期間
本来、国民年金の第3号被保険者であるにもかかわらず、国民年金の第3号被保険者の届出がないことで、保険料納付済期間とされていない期間
(届出をすることで、第3号被保険者期間となります。)

今から保険料を納付することで年金が受けられる可能性があります。

● 任意加入
最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。
任意加入により保険料を納付することで年金加入期間が増え、年金を受け取れる場合があります。

● 保険料の後納（5年後納制度）
過去5年以内に未納期間または未加入期間（任意加入の対象となる期間を除く）がある方は、平成30年9月までであれば、保険料を後納することができます。
(当時の保険料額に一定額が加算される場合があります。)

合算対象期間（カラ期間）の例

厚生年金保険 2年	海外在住期間※ (年金制度未加入) 5年	国民年金 3年
--------------	----------------------------	------------

受給資格期間：2年+5年+3年＝10年

<解説>
年金に加入していた期間は、「厚生年金保険2年」「国民年金3年」の5年ありますが、この期間のみでは、受給資格期間を満たすことはできません。
しかし、海外に在住していた期間が5年あります。この5年は、年金制度に未加入ですが、合算対象期間（カラ期間）として受給資格期間に算入できることから、合計10年となり、受給資格期間を満たすことができます。

※「海外在住期間」は、社会保険料定章に該当しない場合でも、合算対象期間（カラ期間）として受給資格期間に算入できます。

年金の社会保障協定

○ 社会保障協定相手国で働いていた期間がある方は、社会保障協定により、それぞれの年金加入期間を相互に通算することができます。これによって日本が、相手国、いずれかの年金を受け取ることがあります。
○ 詳しくは、日本年金機構ホームページ「社会保障協定」のコーナーをご覧ください。

日本年金機構 社会保障協定 検索
<http://www.nenkin.go.jp/service/taigai/kyoju/shaho-kyotai/kyotai-gaiyou/20141125.html>

24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、年金加入記録を確認できます。
詳しくは「ねんきんネット」ホームページをご覧ください。
(http://www.nenkin.go.jp/n_net/) **ねんきんネット** 検索

図2 「年金加入期間確認のお知らせ(案内)」の発送スケジュール

生年月日	発送の時期
大正15年4月2日～昭和17年4月1日	昭和29年12月18日
昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	昭和30年 1月22日
昭和23年4月2日～昭和26年7月1日	昭和30年 2月19日
昭和26年7月2日～昭和28年10月1日	昭和30年 3月19日
男性 昭和28年10月2日～昭和30年8月1日 女性 昭和28年10月2日～昭和30年10月1日	昭和30年 4月23日
女性 昭和30年10月2日～昭和32年8月1日	昭和30年 5月21日
共済期間あり ～昭和32年8月1日 旧法対象者 ～大正15年4月1日	昭和30年 6月18日

◆ 平成29年の「決まって支給する現金給与額」は26万円

厚生労働省は平成29年12月20日、「平成29年毎月勤労統計調査特別調査の概況」により平成29年の「決まって支給する現金給与額」の平均は261,634円（従業員5人以上の事業所、平成29年7月時点）で前年より0.5%の増額となったことを公表した。男性は328,336円、女性は181,510円で約15万円の差がある。産業別では「建設業」の329,335円が最も高く1.6%の増額、「製造業」も306,075円と30万円を超え0.6%の増額となっている。一方で「宿泊業、飲食サービス業」は119,080円が最も低く1.3%の減額、「生活関連サービス業、娯楽業」も188,384円と10万円台だが、0.6%の増額となっている。

こうした給与額は賞与とともに厚生年金保険の保険料に直接影響し、将来の年金額の決定要因となるため、産業別による格差や性別による年金額の格差が懸念される。

◆ 平成29年10月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で61.1%

厚生労働省は平成29年12月22日、平成29年10月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【平成27年度分（過年度2年目）の納付率】

平成27年度末からプラス8.7ポイントの72.0%であった。これは平成27年4月～平成28年3月分の保険料のうち、平成29年10月末までに納付された月数の割合である。平成29年度末時点の目標は、平成27年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値に達している。

【平成28年度分（過年度1年目）の納付率】

平成28年度末からプラス4.0ポイントの69.0%であった。これは平成28年4月～平成29年3月分の保険料のうち、平成29年10月末までに納付された月数の割合である。平成29年度末時点の目標は、平成28年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値には達成していない。

【平成29年10月分（現年度分）の納付率】

対前年同期比プラス2.0ポイントの61.1%であった。平成29年度末時点の目標は、前年度実績からプラス1.0ポイントであった。

なお、平成29年4月～平成29年10月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が90,842件（前年同期比14,870件増）、督促状送付が45,313件（前年同期比13,649件増）、財産差押が4,919件（前年同期比1,355件減）であった。